

事業所名 グループホーム小町

運 営 推 進 会 議 開 催 報 告 書

開催日時予定 2020年8月28日(金) 14時 00分～14時 30分	
参 加 者	議 題
利用者 0名	1. 行事報告
利用者家族 0名	2. 今後の行事報告
地域住民の代表者 0名	3. 利用者状況報告書
市職員 0名	4. その他《身体拘束適正化検討委員会》
地域包括支援センター職員 0名	5. 次回会議開催予定日
事業所 0名	
会 議 録	
<p>・8月28日開催予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止しました。8月に入りましたが、新型コロナウイルスの感染増加が止まりません。中部地方でも「過去最多を更新」といった報道が続き危機感を募らせています。グループホーム小町では、引き続き三密の回避やこまめな換気、外出自粛などの対策を徹底することで自分たちにできる感染対策を地道に続けています。また熱中症の危険性が高まる季節になりました。十分な水分補給や休息、通気性の良い衣服を着て汗や熱を外に逃がす等を心がけ、コロナウイルスも暑さも用心していきます。引き続き、現状を正しく理解し、理性的な行動をとって感染を防いでいきます。</p> <p>・中止に伴い、出席予定者にレジメを文書で報告・意見照会を行いました。 意見照会（家族様0名 民生委員3名 瀬戸市役所高齢福祉課職員1名 地域包括支援事業所職員1名） →☆「保育園勤務の時、小町さんと園児たちとの交流を始めて15年余り経ちましたが、今回行事報告をみてずっと交流が続いていることに大変うれしく思っています。この状況の中、施設運営はすごく大変だと思いますが、お体に気を付けられ頑張ってください。」（民生委員より） ☆「特にありません」（地域包括支援事業所職員より） ☆「新型コロナウイルスが少し落ち着いてきたと思った矢先に、感染者の急激な増加により、県独自の緊急事態宣言が再度発令されてしまいました。利用者様やご家族様、地域の方々と例年のように交流等を持ってない実情もあるかと思えます。今後も続く「新しい生活様式」の中で外出や面会交流、レクリエーションなどで工夫されていることや気を付けていることがありましたら、お聞きしたいです」（瀬戸市役所高齢福祉課職員より） 等の意見がありました。</p> <p>・ご意見に対する返答 「レクリエーションで気をつけていることについて」 →今年は新型コロナウイルス感染症の影響で、外食や買い物など外へ出かけられるかわかりませんが……。グループホーム小町では、昼食と夕食前の1日2回みなさんで行うボール</p>	

遊びや体操、嚙下体操などのレクリエーションを工夫することで、利用者様にとって施設内で行える楽しみ方をみつけ心穏やかに過ごせるお手伝いをしていきます。

また、懐かしい歌を大きな声で歌うことで「見る」「聞く」で脳を刺激して認知症の進行予防の支援に努めています。

1. 7月8月に行った行事報告

7月

・7月7日 七夕

→七夕の日は短冊に願いを書き、近隣の保育園児達からいただいた飾りと一緒に笹に飾り付けました。「健康第一」「膝が良くなりますように」といった自身の願いから、家族の幸せや「コロナが早く終息して以前と変わらない生活に戻れますように」と世界平和を願うものまで、皆さんそれぞれの思いが詰まっていました。昼食は、七夕うどんで涼しげな風情を味わっていただきました。

・7月14日 スイカ割り

→スイカ割りを行い夏の風物詩を楽しみました。周りの賑やかな雰囲気の中、皆さんに杖を振っていただきスイカを叩き盛り上がりました。おやつにはスイカを食べて涼を取りました。

・7月15日 7月盆

→7月15日は新暦のお盆です。古くから瀬戸市は7月盆ということで、ご先祖様を尊ぶ気持ち、感謝する気持ちを忘れないよう昼食に赤飯をいただき季節の移ろいを感じていただきました。

・7月20日 訪問理美容

→訪問理美容があり夏らしく爽やかに切っていただきました。

8月

・8月2日 土用の丑「昼食 うなぎちらし」

→夏バテしないように昼食にウナギ丼、おやつに甘酒と水まんじゅうをいただきました。

・8月 おやつ「手作りかき氷」

→おやつにフルーツを乗せた手作りかき氷をいただきました。暑い夏に涼を味わい、季節の移り変わりを感じていただきました。

・8月15日 お盆

→お盆は昼食に赤飯をいただきました。皆さんで昔の懐かしい経験や想いを語り合い先祖に想いはせました。

1. 今後の行事予定

9月

- ・敬老の日
- ・避難訓練

2. 利用者状況報告

- ・利用者様 9名利用（男性1名&女性8名）
年齢 （平均 88.3歳） （最低 78歳） （最高 100歳）
要介護度 （平均 2.4）

2020.9.1現在

3. その他

身体拘束適正化検討委員会より

「身体拘束廃止のためにまずなすべきこと」 5つの方針（別紙参照）

身体拘束を廃止することは決して容易ではない。看護・介護スタッフだけでなく、施設全体がそして本人やその家族も含め全員が強い意志を持って取り組むことが何よりも重要である。身体拘束廃止に向けて重要なのは、まず以下の5つの方針を確かなものにするのである。

- 1 トップが決意し施設が一丸となって取り組む
- 2 みんなで議論し共通の意識を持つ
- 3 まず、身体拘束を必要としない状態の実現を目指す

・問題行動の原因について

- ① スタッフの行為や言葉かけが不相当か、またはその意味が分からない場合
- ② 自分の意思にそぐわないと感じている場合
- ③ 不安や孤独を感じている場合
- ④ 身体的な不快や苦痛を感じている場合
- ⑤ 身の危険を感じている場合
- ⑥ 何らかの意思表示をしようとしている場合

4 事故の起きない環境を整備し、柔軟な応援体制を確保する

5 常に代替的な方法を考え、身体拘束する場合は極めて限定的に

介護保険指定基準上「生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合」は身体拘束が認められているが、この例外規定は極めて限定的に考えるべきであり、すべての場合について身体拘束を廃止していく姿勢を固持することが重要である。

4. 次回会議開催予定日

2020年10月23日（金） 14:00 開催予定